

高齢者带状疱疹予防接種Q&A

No	質問	回答
1	带状疱疹予防接種のワクチンにはどのような種類がありますか。	1回接種の带状疱疹予防のための生ワクチンと、2回接種の組換えワクチンの2種類があります。
2	生ワクチンと組換えワクチンの違いを知りたいです。	それぞれのワクチンの違いなどについては、市ホームページに掲載している「厚生労働省 リーフレット」を参照してください。
3	带状疱疹になったことがあります。带状疱疹予防の接種は可能ですか。	接種可能です。
4	組換えワクチンの接種は1回だけでも良いですか。	組換えワクチンは2回接種することでより発症予防、重症化予防の効果を得られることがわかっています。2回接種を受けてください。
6	助成の対象が65歳から5歳刻みなのはなぜですか。	予防接種法上の定期接種の対象年齢が65歳とされており、65歳を越える方については、令和7年度から5年間の経過措置として5歳刻みに対象とされているからです。(令和12年度以降は65歳の方のみ対象となる見込みです。)
7	過去に带状疱疹予防接種を受けたことがあります。今年度定期接種の対象年齢なのですが、接種を受けられますか。	対象になりません。ただし、前回接種を完了してから一定時間が経過し、ワクチンの有効性が減衰したと考えられる場合など、「当該予防接種を行う必要がある」と医師に判断された場合は、市の助成を受けたことがないことを条件に定期接種の対象とします。
8	組換えワクチンの1回目を自費で接種しました。今年度2回目の接種を受けようと思いますが助成の対象になりますか。	2回目の接種のみ対象になります。
9	組換えワクチン2回目の接種時期が次年度になってしまいます。この場合、2回目の接種は定期接種の対象になりますか。	助成の対象期間は年度内です。2回目の接種が次年度になった場合は助成の対象になりません。
10	以前に自費で接種を受けました。今回助成の対象になっているので、助成額相当を請求できますか。	請求できません。助成制度の適用開始前や対象年齢以外の年度に接種を受けた費用については助成の対象外です。
11	一関市の予診票兼接種券を使用せずに接種を受けました。助成額相当は請求できますか。	請求できません。一関市の予診票兼接種券を使用せずに接種を受けた場合は助成の対象外です。
13	市外の医療機関でも带状疱疹予防接種を受けられますか。	接種可能な市外の医療機関については実施医療機関一覧をご確認ください。実施医療機関一覧にない市外の医療機関で接種を希望する場合は、ホームページに掲載している【実施医療機関以外で带状疱疹予防接種を受ける場合】から申請してください。
14	他市町村の施設に入所しています。带状疱疹予防接種の助成を受けられますか。	一関市に住民票があり、接種の対象年齢の方であれば助成を受けることができます。市と契約をしていない医療機関または施設での接種を希望する場合は、ホームページに掲載している【実施医療機関以外で带状疱疹予防接種を受ける場合】から申請してください。
15	市外の医療機関で接種したあと、助成対象であることに気づきました。助成額相当を請求できますか。	請求できません。接種する前に申請を行ってください。
16	高齢者インフルエンザ予防接種や高齢者肺炎球菌ワクチンのように60～64歳で一定の障害がある人は定期接種の対象になりますか。	接種日現在60～64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人は対象となります。ただし、心臓、じん臓、呼吸器の機能において身体障害者手帳1級に相当する障害がある方は対象にはなりません。